

宅建暗記【サエキ・リスト】

宅建業法 変更の届出・廃業等の届出 <<#886>>

- 1 業者名簿登載事項のうち、業者の①商号又は名称・事務所の名称、②事務所の所在地、③役員・政令で定める使用人・事務所ごとに置かれる成年者である専任の宅建士の氏名に、変更があった場合
⇒ 業者は、30日以内に、免許権者に、変更の届出
- 2 ③役員は、監査役、非常勤の者を含む。
- 3 ③役員等の住所が変わっても、届出は不要。
- 4 宅建業以外の兼業の種類について変更があっても、届出は不要。
- 5 免許権者は、業者名簿をその閲覧所に備え、請求があったときは、一般の閲覧に供しなければならない。
- 6 業者名簿には、指示処分・業務停止処分があつたときは、その年月日及び内容が、記載される。

7 廃業等の届出——廃業等の日から、30 日以内に届出

※死亡の場合のみ、相続人がそれを知った日から、30 日以内に届出

届出が必要な場合	届出義務者	免許失効の時期
①個人業者の死亡	相続人	死亡時
②合併消滅	消滅会社の代表役員	合併時
③破産手続き開始の決定	破産管財人	届出時
④解散(②③以外)	清算人	
⑤廃業	代表役員・個人(個人業者)	

《注意点》

※①知った日から、30 日以内

※②消滅会社の代表役員——存続会社の代表役員ではないことに注意

※③破産管財人、④清算人——代表役員のひっかけに注意

※失効の時期——①死亡、②合併消滅が、その時に失効(存在がなくなるから)

8 原則として、免許失効後は、業者として取引できない。

例外として、業者であった者又はその一般承継人(相続人・存続会社など)は、当該業者が締結した契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお業者とみなす。

原因	業者とみなされる者
①死亡	相続人
②合併	存続会社・新設会社
③上記以外	業者であった者

【渋谷会】宅建講座をご利用ください

理解が足りない ⇒ 「基幹講座・宅建業法編」

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「過去問演習講座」(2023年3月開講予定)

基本から万全の準備をしたい ⇒ 「宅建これだけで合格セット」

<https://shibuyakai.com/>